

ぎふ清流GAPロゴマーク使用取扱要領

（目的）

第1条 この要領はぎふ清流GAP評価制度実施要綱（以下「要綱」という。）第16条及びぎふ清流GAP評価制度実施要領（以下「要領」という。）第11条に規定するぎふ清流GAPロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関して必要な事項を定める。

（規格）

第2条 ロゴマークとは、別紙1、2のデザインをいう。

（使用基準等）

第3条 ロゴマークは、要綱第8条による評価生産者が、農林産物及びその流通容器等、又は、農場看板等の農場のPR資材や販売促進資材等、又は、評価品目を取り扱う流通業者等が販売促進資材等に印刷、貼付し表示するものとする。

2 ロゴマークの使用にあたっては次の各号を遵守すること。

（1）評価生産者が農林産物に表示する場合

ア 別紙3の1に示す国際水準GAPガイドラインの全項目を遵守している評価生産者であること。

イ 農林産物は、評価生産者が生産した評価品目、又は評価品目である玄米若しくは荒茶を100%原料とした精米若しくは仕上茶であり、次に示す要件をすべて満たすこと。

① 対象の評価を受けた農林産物が区分出荷できること。

② 残留農薬検査による農薬の残留濃度が全て基準値以下である結果を提出すること。農薬不使用の場合は、提出を免除することができる。

③ 生産から消費者に渡る農産物の状態になるまでの工程の評価を受けていること。評価生産者が組織団体の場合は、「施設評価」の評価を受け、評価4がないこと。

④ 精米又は仕上茶について、ロゴマークの表示を希望する場合は、要領第12条に基づく評価を受け、ぎふ清流GAP精米・仕上茶評価基準の全項目に適合していること。

ウ アの要件を満たし、栽培期間中、化学肥料、化学合成農薬を使用しないことを確認した農産物（要領様式第5号）は、別紙2のロゴマークを表示することができる。ただし、別紙1のロゴマークを併記し、以下の説明文から栽培方法を選択し、ロゴマークの下に表示すること。

- ・ 栽培期間中化学肥料（窒素成分）不使用、化学合成農薬不使用
- ・ 栽培期間中化学肥料（窒素成分）不使用、節減対象農薬不使用

エ 農林産物及びその流通容器等に印刷、貼付する場合は、登録番号も必ず表示

すること。

オ ロゴマークを表示して農林産物を出荷した場合は、出荷日、出荷先、出荷量を記録し保存しなければならない。

カ 評価品目以外に表示しないこと。

キ ロゴマークは、原則として評価生産者自ら表示すること。

ク 表示する商品等については、食品表示法、農産物検査法等関係法令を遵守していること。

(2) 評価生産者が農場看板等の農場のPR資材や販売促進資材等に使用する場合
ア 別紙3の1に示す国際水準GAPガイドラインの全項目を遵守している評価生産者であること。

イ ぎふ清流GAP評価制度を理解し、ロゴマークの情報が消費者等へ正確に伝わるように、適切に表示し、管理すること。

ウ 評価品目以外の商品と近接して表示しない等、評価品目の商品と誤認しないよう注意すること。

エ 栽培期間中、化学肥料、化学合成農薬を使用しないことを確認した場合（要領様式第5号）は、別紙2のロゴマークを表示することができる。ただし、別紙1のロゴマークを併記し、以下の説明文から栽培方法を選択し表示すること。

- ・ 栽培期間中化学肥料（窒素成分）不使用、化学合成農薬不使用
- ・ 栽培期間中化学肥料（窒素成分）不使用、節減対象農薬不使用

(3) 評価農林産物を取り扱う流通業者等が販売促進資材に使用する場合

ア 評価農林産物を取り扱っており、ぎふ清流GAP評価制度を理解し、消費者に説明できること。

イ 評価生産者が評価農林産物に表示する以外、商品に表示しないこと。

(4) その他知事が適当と認める場合

(ロゴマークの図柄等)

第4条 ロゴマークの図柄は別紙4とし、県が提供するデザインの電子データを用いるものとする。原則としてデザイン及び色の変更は認めない。

2 第3条第2項第1号において登録番号を表示する場合は、別紙4のとおりとする。

(ロゴマークの使用料)

第5条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用申請)

第6条 第3条第2項第1号及び第2号の評価生産者がロゴマークを使用するとき（以下「使用者」という。）は、ロゴマーク使用許可申請書（ロゴ様式第1号）を、第3条第2項第3号の評価農林産物を取り扱う流通業者等がロゴマークを使用するとき（以下「取扱使用者」という。）はロゴマーク使用許可申請書（ロゴ様式第2号）を原則、

所管の農林事務所を経由し、農産園芸課に提出しなければならない。

- 2 知事は、ロゴマーク使用許可申請書の提出を受けた場合、その内容を審査し適当と認められるときはロゴマークの使用を許可し、使用許可通知書（ロゴ様式第3号）を送付した後、デザインデータを申請者に送付する。
- 3 使用者及び取扱使用者は、第1項の申請内容に変更が生じた場合は、ロゴマーク使用許可変更申請書（ロゴ様式第4号）を原則、所管の農林事務所を経由し、農産園芸課に提出しなければならない。
- 4 知事は、ロゴマーク使用許可変更申請書の提出を受けた場合、その内容を審査し適当と認められるときは、変更許可通知書（ロゴ様式第5号）を送付する。

（使用期間）

- 第7条 ロゴマークの使用期間は、ロゴマーク使用許可通知書の発行の日から要綱第11条に定める有効期限までとする。
- 2 第1項の使用期間終了後において、引き続きロゴマークを使用するときは、第6条に基づき改めて申請書を提出しなければならない。

（使用許可の取消）

- 第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ぎふ清流GAPロゴマーク使用許可取消通知書（ロゴ様式第6号）により、ロゴマークの使用許可を取り消すことができる。
- （1） 要綱第14条に基づき、評価を取り消された場合
 - （2） この要領に定める事項に反し、ロゴマークの不適正な使用・表示が認められた場合
 - （3） 第7条第2項に基づき更新時にロゴマーク使用許可申請書の提出がされない場合
 - （4） その他、ロゴマークの信頼性を損ねる行為が認められた場合

（使用者の責任）

- 第9条 使用者はロゴマークの使用方法及びそれに付随する表示内容について説明責任を有するものとする。
- 2 ロゴマークは、評価品目とそれ以外を区別するために使用するものであり、県がマーク使用者の事業の推奨や商品の品質保証を示すものではない。
 - 3 ロゴマークを使用する者が、ロゴマークの使用によって第三者との間に紛争を生じ、損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、県は責任の一切を負わないものとする。

（情報公開）

- 第10条 使用者は申請書に記載した次の各号の情報について、岐阜県庁のホームページ

ジ上で公開することに同意するものとする。

- (1) 登録番号
- (2) 市町村名
- (3) 評価発行日
- (4) 評価品目

(経過措置)

第11条 評価規準2020による要綱第8条の評価を受けた評価生産者は、農場評価証書の発行日から3年を経過する年度末までに限り、別紙3の2のとおり表示できるものとする。ただし、使用基準等は第3条を準用する。

- 2 第1項の使用期間終了後において、引き続きロゴマークを使用するときは、要綱第12条に基づき改めて申請書を提出しなければならない。

附 則

- 1 この要領は、令和2年11月16日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年5月6日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年5月18日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年1月15日から施行する。

ぎふ清流 GAP ロゴマーク基本型 <ヨコ組み・タテ組み>バリエーション

カラー ●C100×M10×Y100 ●C60×M10×Y100 ●C100×M80
特色カラー ●DIC2561 ●DIC2547 ●DIC184



ぎふ清流
GAP



ぎふ清流
GAP



ぎふ清流
GAP



ぎふ清流
GAP



ぎふ清流 GAP



GAP
ぎふ清流



GAP
ぎふ清流



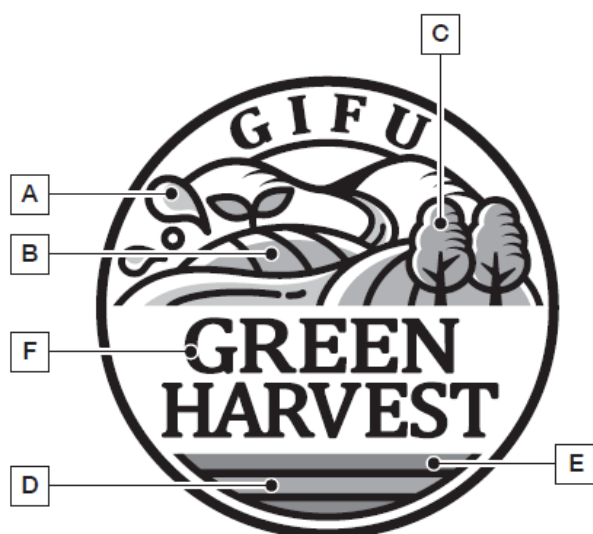
ぎふ清流
GAP

別紙 2

ぎふ清流 GAP 化学肥料・化学合成農薬不使用ロゴマーク



A	■	C:80%	M:10%	
B	■	C:60%	M:10%	Y:100%
C	■	C:100%	Y:100%	
D	■	C:25%	M:35%	Y:65%
E	■	C:45%	M:55%	Y:85%
F	■	C:55%	M:60%	Y:65% K:40%



A	■	K:25%
B	■	K:35%
C	■	K:40%
D	■	K:40%
E	■	K:55%
F	■	K:100%

別紙 3

ロゴマーク使用要件

1. 要件一覧

判定結果	ロゴマーク使用表示範囲	
	農林産物（包装資材）	農場看板等の農場のPR資材や販売促進資材等
国際水準 GAP ガイドラインの全項目を遵守している	○	○
国際水準 GAP ガイドラインの全項目を遵守していない	×	×

2. 要件一覧

要綱第4条第2項第1号の「評価規準 2020」に基づく評価生産者

GAP 到達レベル	総合得点の目安	ロゴマーク使用表示範囲		
		農場のPRグッズ	農林産物、包装資材及び販促資材	
			要件※充足	要件※不充足
Advance 上級	600 点以上 かつ 評価 4 がない	○	○	×
Basic 中級	400 点以上	○	×	×
Challenge 初級	400 点未満	×	×	×

※ 評価規準 2020 による要綱第 8 条の評価を受けた評価生産者は、農場評価証書の発行日から 3 年を経過する年度末までに限り、ロゴマーク使用要件の 2 のとおり表示できるものとする。使用基準等は、第 3 条に準ずる。

※ 使用期間終了後において、引き続きロゴマークを使用するときは、要綱第 12 条に基づき改めて申請書を提出しなければならない

別紙 4

ぎふ清流 GAP ロゴマーク基本型 カラー・モノトーン(単色)・モノクロ

ぎふ清流のGとGAPのG。
野菜の葉、木、水滴を感じるGのカタチは自然の象徴を表わしています。
ふたつ重ねて畑、森、岐阜の豊かな自然をイメージしたロゴマーク。



カラー
●C100×M10×Y100
●C60×M10×Y100
●C100×M80
特色カラー
●DIC2561
●DIC2547
●DIC184



モノトーン(単色)カラー
●C100×M10×Y100
●C70×M7×Y70
特色カラー
●DIC2561
●DIC2561(70%)



モノトーン
●BL100 ●BL70



モノトーン(単色)カラー
●C100×M10×Y100
特色カラー
●DIC2561



モノクロ●BL100

シール基本型 (黒野線は切り取り線)

登録番号を入れる場合



ロゴ白抜き
●C90×Y100
特色カラー
●DIC2558

